

## 第五回

### 参第一〇号

#### 文化財保護法（案）

#### 目次

第一章 総則（第一条 第四条）

第二章 文化財保護委員会（第五条 第二十五条）

第三章 国宝その他の重要文化財（第二十六条 第四十七条）

第四章 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化財（第四十八条・第四十九条）

第五章 補則（第五十条・第五十一条）

第六章 罰則（第五十二条 第五十八条）

附則（第五十九条 第七十五条）

#### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国民の間に存する文化的遺産を保存し、且つ、必要に応じ公開することによつて、文化国家の建設に寄与し、あわせて世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（政府の任務）

第二条 政府は、前条の文化的遺産がわが国文化の伝統と精髓の象徴であることを認識し、その保存が遺憾なく行われるように、周到の注意をもつてこの法律の執行に努めなければならない。

第三条 第一条の目的を達成するため、政府は、左の事業を行う。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、筆跡、史料、演劇、音楽、工芸技術その他の有形又は無形の文化財で国民的遺産として重要なものの保存又は公開
- 二 前号に規定する文化財に関する調査研究
- 三 第一条の目的を達成するため必要なその他の事業

（国民及び政府の心構）

第四条 国民は、政府がこの法律の目的を達成するために行う事業に誠実に協力しなければならない。

2 政府は、この法律の執行に当つては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

#### 第二章 文化財保護委員会

（設置）

第五条 この法律の完全な実施を確保するため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、文化財保護委員会（以下委員会という。）を設置する。

2 委員会は、文部大臣の所轄に属し、その委員は、独立して職権を行う。

( 所掌事務 )

第六条 委員会は、第三条の事業に関する事務をつかさどる。

( 権限 )

第七条 委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、図書その他研究用資材、事務用品等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。
- 八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 十一 委員会の公印を制定すること。
- 十二 広く利用に供する適当な記録を整備すること。
- 十三 所掌事務に関する法人の設立を認可すること。
- 十四 所掌事務に関する国庫支出金を割り当て、配分すること。
- 十五 所掌事務に関する物資の確保について援助すること。
- 十六 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。
- 十七 国家的又は国際的関心のある題目について、会議、研究会、討論会等を主催すること。
- 十八 第三条に規定する文化財の保護に関する法令案を作成すること。
- 十九 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員会に属せしめられた権限

( 構成 )

第八条 委員会は、五人の委員をもつて組織する。

( 委員の任命及び欠格事由 )

第九条 委員は、広い文化的識見を有する者のうちから両議院の同意を経て、文部大臣が任命する。

- 2 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
  - 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ以上の刑に処せられた者

(委員の任期)

第十条 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

3 第一項の規定にかかわらず委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、その後最初に召集された国会において両議院の同意を経て文部大臣が委員を任命するまでの間、なお在任するものとする。

(委員の失職及び罷免)

第十一条 委員は、第九条第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失う。

2 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認める場合においては、両議院の同意を経て、これを罷免することができる。

(委員長)

第十二条 委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員会は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代理する委員を、あらかじめ、定めて置かなければならない。

(委員の報酬)

第十三条 委員長は、国务大臣の俸給に準ずる報酬を、その他の委員は、一般官吏の最高の俸給よりも少くない程度の報酬を受ける。

(会議)

第十四条 委員会は、委員長が招集する。二人以上の委員から請求があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会規則)

第十五条 委員長は、この法律の執行に関し必要な事項について、委員会の議決を経て、委員会規則を定めることができる。

2 委員会規則は、官報で公布する。

(事務局の内部組織)

第十六条 委員会の事務局に、その内部組織として総務部及び保存部を置く。

(総務部の所掌事務)

第十七条 総務部においては、委員会を補助するため、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の進退その他人事に関すること。

- 三 職員の給与及び福利増進に関する事。
- 四 公印を管守する事。
- 五 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存する事。
- 六 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。
- 七 国有財産及び物品の管理に関する事。
- 八 報道に関する事。
- 九 法令案の審査に関する事。
- 十 委員会及び専門審議会の会議に関する事。
- 十一 渉外事務に関する事。
- 十二 文化財の出陳又は公開の命令及び勧告に関する事。
- 十三 出陳された国宝その他の重要文化財又は国が管理の委託を受けた国宝その他の重要文化財の管理に関する事。
- 十四 国宝その他の重要文化財の買取に関する事。
- 十五 文化財についての損害補償、費用負担、出陳に対する給与金及び補助金に関する事。
- 十六 無形文化財についての資材のあつ旋その他の助成に関する事。
- 十七 前各号に掲げるものの外、委員会の所掌事務で、保存部の所掌に属さない事務に関する事。

(保存部の所掌事務)

第十八条 保存部においては、委員会を補助するため、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国宝その他の重要文化財の指定及びその解除に関する事。
- 二 国宝その他の重要文化財の輸出又は現状変更の許可に関する事。
- 三 国宝その他の重要文化財の管理の受託、管理の委託の勧告、管理に関する措置の命令又は勧告、修理に関する命令又は勧告及び環境保全に必要な行為の制限又は禁止に関する事。
- 四 国宝その他の重要文化財の保存についての届出に関する事。
- 五 国宝その他の重要文化財の修理及び管理についての指揮監督並びに国宝の修理又はその滅失若しくはき損防止の措置の施行に関する事。
- 六 文化財の保存上必要な調査に関する事。
- 七 文化財に関する台帳の整備に関する事。
- 八 文化財の保存及び修理に関する専門的、技術的な指導又は助言に関する事。
- 九 文化財の保存又は修理に必要な資料を刊行し、頒布する事。
- 十 文化財に関する記録、写真、複写及び複製に関する事。

(事務局長)

第十九条 委員会の事務局に局長を置く。

(附属機関)

第二十条 委員会の附属機関として国立博物館及び研究所を置く。

(国立博物館)

第二十一条 国立博物館は、第三条第一号に規定する有形の文化財を収集し、保存して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する事業を行う機関とする。

2 国立博物館は、東京都に置く。

3 国立博物館に、奈良分館を置く。

4 国立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

(研究所)

第二十二条 研究所は、第三条第一号に規定する文化財に関する調査研究、資料の作成及びその公表を行う機関とする。

2 研究所の内部組織は、委員会規則で定める。

(専門審議会)

第二十三条 委員会の諮問に応じて第三条第一号に規定する文化財の保存及び公開に関する専門的及び技術的事項を調査審議する附属機関として、委員会に専門審議会を置く。

第二十四条 専門審議会の組織、所掌事務及び専門委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に特別の定がある場合を除く外、政令で定める。

(職員)

第二十五条 委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事務については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

2 委員会に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

### 第三章 国宝その他の重要文化財

(重要文化財の指定)

第二十六条 委員会は、第三条第一号に規定する有形の文化財のうち特に重要なものとして国が保護する必要のあるものを重要文化財に指定することができる。

2 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

(国宝の指定)

第二十七条 委員会は、重要文化財のうち世界的に価値の高いものでたぐいなき国民の宝として国が特別に保護する必用のあるものを国宝に指定することができる。

2 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

(指定の告示及び通知)

第二十八条 第二十六条又は前条の規定による指定をしたときは、委員会は、その旨を官報で告示し、且つ、国宝又は重要文化財の所有者に通知しなければならない。

(管理責任者)

第二十九条 法人が国宝その他の重要文化財の所有者である場合には、法人は、その代表者以外の者を特に当該国宝その他の重要文化財の管理責任者とすることができる。

2 法人は、前項の規定により管理責任者を定めたときは、委員会規則の定める事項を明

らかにして、当該管理責任者と連署の上二十日以内に委員会に届け出なければならない。  
管理責任者を解任した場合も同様とする。

(所有者又は管理責任者についての変更)

第三十条 国宝その他の重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

2 法人は、国宝その他の重要文化財の管理責任者を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、新管理責任者と連署の上二十日以内に委員会に届け出なければならない。

3 国宝その他の重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

(輸出の禁止)

第三十一条 国宝その他の重要文化財は、輸出してはならない。但し、委員会が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

(現状変更の制限)

第三十二条 国宝その他の重要文化財の現状を変更しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。但し、原状をそこなわない程度の修理をする場合は、この限りでない。

(滅失又はき損)

第三十三条 国宝その他の重要文化財が滅失し、又はき損したときは、所有者(第二十九条の規定により管理責任者を定めてある場合は、その者)は、委員会規則の定める事項を明らかにして、その事実を知った日から十日以内に委員会に届け出なければならない。

(出陳)

第三十四条 委員会は、国宝その他の重要文化財の所有者に対し、一年以内の期間を限って国立博物館その他の施設に国宝その他の重要文化財を出陳することを勧告することができる。

2 委員会は、国庫が修理又は管理の費用の全部又は一部を負担した国宝その他の重要文化財の所有者に対し、一年以内の期間を限って国立博物館その他の施設に国宝その他の重要文化財を出陳することを命ずることができる。

3 委員会は、前項の場合において必要があると認めるときは、一年以内の期間を限って出陳の期間を更新することができる。但し、引き続き五年を越えてはならない。

4 第二項の命令又は前項の更新があつたときは、国宝その他の重要文化財の所有者は、その国宝その他の重要文化財を出陳しなければならない。但し、委員会が所有者の申請によりやむを得ない事由があるものと認めた場合は、この限りでない。

5 前四項の規定による出陳のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、国庫の負担とする。

(出陳させた国宝その他の重要文化財の管理の責に任ずべき者)

第三十五条 委員会は、前条の規定により国宝その他の重要文化財を出陳させたときは、その職員のうちからその国宝その他の重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

(出陳の給与金)

第三十六条 政府は、第三十四条の規定により国宝その他の重要文化財を出陳した所有者に対し、委員会規則の定める基準により、給与金を支給する。

(公開)

第三十七条 委員会は、国宝その他の重要文化財の所有者に対し、三箇月以内の期間を限つて国宝その他の重要文化財の公開を勧告することができる。

2 委員会は、国庫が修理又は管理の費用の全部又は一部を負担した国宝その他の重要文化財の所有者に対し、三箇月以内の期間を限つてその公開を命ずることができる。

3 前項の場合には、第三十四条第四項の規定を準用する。

4 前三項の規定による公開のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

(出陳又は公開による損害の補償)

第三十八条 第三十四条又は前条の規定により出陳又は公開したことに起因して当該国宝その他の重要文化財が滅失し、又はき損したときは、政府は、その国宝その他の重要文化財の所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。但し、国宝その他の重要文化財が所有者又は第二十九条の規定による管理責任者の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

2 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、前項の補償の決定の通知を受けた日から三箇月を経過したときは、この限りでない。

(国に対する売渡の申出)

第三十九条 国宝その他の重要文化財を売り渡そうとする者は、委員会規則の定める事項を明らかにして、まづ委員会に対し、国に対する売渡の申出をしなければならない。

(管理の委託)

第四十条 国宝その他の重要文化財の所有者は、委員会規則の定める条件により、委員会に国宝その他の重要文化財の管理を委託することができる。

2 委員会は、国宝その他の重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者に対し、条件を示して委員会にその管理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により委員会が管理の委託を受けた場合には、第三十五条の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第四十一条 国宝その他の重要文化財を管理する者がいないため若しくは不適任なため又は

管理が適当でないため国宝その他の重要文化財が滅失し、又はき損する虞があると認めるときは、委員会は、所有者又は第二十九条の規定による管理責任者に対し、国宝その他の重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令に基いてする措置のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、国庫の負担とし、同項の規定による勧告に基いてする措置のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 委員会は、前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合において必要があると認めるときは、当該国宝その他の重要文化財の管理に関する措置について指揮監督をすることができる。

(修理に関する命令又は勧告)

第四十二条 委員会は、国宝が破損している場合において、その原状を回復するため必要があると認めるときは、所有者又は第二十九条の規定による管理責任者に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 委員会は、国宝以外の重要文化財が破損している場合において、その原状を回復するため必要があると認めるときは、所有者又は第二十九条の規定による管理責任者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 第一項の規定による命令に基いてする国宝の修理のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、国庫の負担とし、前二項の規定による勧告に基いてする国宝その他の重要文化財の修理のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(政府による修理等の施行)

第四十三条 政府は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理をし、又はその滅失若しくはき損の防止の措置をすることができる。

一 所有者又は第二十九条の規定による管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 所有者又は第二十九条の規定による管理責任者に修理又は滅失若しくはき損の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、所有者又は第二十九条の規定による管理責任者に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

4 第一項の規定による修理又は措置によつて損害を受けた者に対しては、政府は、その



通常生ずべき損害を補償する。

5 前項の場合には、第三十八条第二項の規定を準用する。

( 権限の委任 )

第四十四条 第四十一条第三項、第四十二条第四項及び前条第一項の規定による委員会の権限の一部は、都道府県の教育委員会に委任することができる。

2 委員会は、前項の規定による委任をしたときは、当該都道府県の教育委員会を指揮監督することができる。

( 環境保全 )

第四十五条 委員会は、国宝その他の重要文化財の保存上必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

2 前項の規定による制限又は禁止によつて損害を受けた者に対しては、政府は、その通常生ずべき損害を補償する。

3 前項の場合には、第三十八条第二項の規定を準用する。

( 所有者変更に伴う権利義務の承継 )

第四十六条 国宝その他の重要文化財につき第三十四条、第三十七条又は第四十一条から第四十三条までの規定による命令又は勧告があつた後、所有者に変更があつたときは、新所有者は、当該国宝その他の重要文化財に関しこの法律に規定する旧所有者の権利義務を承継する。

( 指定の解除 )

第四十七条 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定により指定の解除をしたときは、委員会は、その旨を官報で告示し、且つ、所有者に通知しなければならない。

#### 第四章 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化財

( 助成 )

第四十八条 第三条第一号に規定する演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化財のうち特に価値の高いもので国が保護しなければ衰亡する虞があるものについては、委員会は、その保存に当らせるのに適当な者に対し、補助金を交付し、又は資材のあつ旋その他適当な助成の措置を講じなければならない。

( 公開 )

第四十九条 委員会は、前条の規定による措置を受けた者に対し、三箇月以内の期間を限つて公開を命ずることができる。

2 前項の場合には、第三十四条第四項の規定を準用する。

3 前二項の規定による公開のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、その全部又は一部を国庫の負担とする。

## 第五章 補則

( 国庫負担金の前金払又は概算払 )

第五十条 この法律により国庫の負担すべき費用については、政令の定めるところにより、前金払又は概算払をすることができる。

( 国の所有する文化財の特例 )

第五十一条 国の所有する第三条第一号に規定する有形の文化財については、政令で特別の定をすることができる。

## 第六章 罰則

( 刑罰 )

第五十二条 第三十一条の規定に違反し、委員会の許可を受けないで国宝その他の重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁<sup>こ</sup>又は十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 国宝その他の重要文化財を損壊し、き<sup>こ</sup>棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁<sup>こ</sup>又は二万五千元以下の罰金若しくは科料に処する。

2 前項の国宝その他の重要文化財が自己の所有するものであるときは、二年以下の懲役若しくは禁<sup>こ</sup>又は一万円以下の罰金若しくは科料に処する。

( 行政罰 )

第五十四条 第三十二条の規定に違反し、委員会の許可を受けないで国宝その他の重要文化財の現状を変更した者は、二万五千元以下の過料に処する。

第五十五条 第三十九条の規定に違反し、委員会に対し国に対する売渡の申出をしないで国以外の者に国宝その他の重要文化財を売り渡した者は、一万円以下の過料に処する。

第五十六条 第三十条又は第三十三条の規定に違反し、届出をしなかつた者は、五千元以下の過料に処する。

第五十七条 前二条に規定する者が法人であるときは、その代表者(第二十九条の規定により管理責任者を定めてある場合は、その者)に対し、各本条の過料を科する。

第五十八条 第三十五条(第四十条第三項の規定により準用する場合を含む。)に規定する国宝その他の重要文化財の管理の責に任<sup>こ</sup>すべき者が怠慢によりその管理する国宝その他の重要文化財を滅失し、又はき<sup>こ</sup>損するに至らしめたときは、二万五千元以下の過料に処する。

## 附 則

( 施行期日 )

第五十九条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

( 法律の廃止 )

第六十条 国宝保存法(昭和四年法律第十七号)、国宝保存会官制(昭和四年勅令第二十一号)及び重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)は、廃止する。

( 旧法による処分の効力 )

第六十一条 この法律施行前に国宝保存法第一条の規定によりした国宝の指定（同法第十一条第一項の規定により解除された場合を除く。）は、第二十六条の規定によりした重要文化財の指定とみなし、同法第三条又は第四条の規定によりした許可は、第三十一条又は第三十二条の規定によりした許可とみなす。

（旧法の効力に関する経過規定）

第六十二条 この法律施行前の所有者についての変更及び国宝の滅失又はき損並びにこの法律施行前に国宝保存法第七条第一項の規定によりした命令及び同法第十五条前段の規定により交付した補助金については、同法第六条から第十条まで、第十五条後段、第二十三条及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同法第六条及び第九条第二項中「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

2 この法律施行前にした行為の処罰については、国宝保存法の規定は、なおその効力を有する。

第六十三条 この法律施行の際現に重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定による認定のされている物件については、同法（第二条第一項を除く。以下同じ。）は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同法中「国宝」とあるのは、「国宝その他の重要文化財」と、「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と、「国宝保存法第一条ノ規定ニ依リテ国宝トシテ指定シ」とあるのは、「文化財保護法第二十六条ノ規定ニ依リテ重要文化財トシテ指定シ」と読み替えるものとする。

（最初の委員の任命）

第六十四条 委員会の最初の委員の任命については、国会閉会中の場合に限り、第九条第一項の規定にかかわらず、両議院の事後の承認を得れば足りる。

2 文部大臣は、前項の規定による両議院の事後の承認が得られないときは、その委員を罷免しなければならない。

（第一回の委員会の招集）

第六十五条 この法律に基く第一回の委員会は、第十四条の規定にかかわらず文部大臣が招集する。

（最初の委員の任期）

第六十六条 この法律により初めて任命される委員会の委員で委員長及びその職務を代理する委員以外のものの任期は、第十条第一項の規定にかかわらず一人については三年、二人については四年とする。

2 前項の規定の適用を受ける委員の任期は、くじで定める。

（国家行政組織法の一部改正）

第六十七条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表中

「 

文部省		
-----	--	--

 」

を

「 

文部省	文化財保護委員会	
-----	----------	--

 」

に改める。

(文部省設置法の一部改正)

第六十八条 文部省設置法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 職員(第二十九条・第三十条)」を

「 第三章 外局(第二十八条の二・第二十八条の三)

第四章 職員(第二十九条・第三十条) 」

に改める。

第二条第一項第二号中「国宝、重要美術品」を「文化財保護法(昭和二十四年法律第 号)第三条第一号に規定する文化財」に改める。

同条第三項中「出版」を「文化財保護法第三条第一号に規定する文化財、出版」に改める。

第十条第九号中「国宝、重要美術品、史跡名勝天然記念物その他の文化財」を「史跡名勝天然記念物その他の文化財(文化財保護法第三条第一号に規定する文化財を除く。)」に改める。

第十三条中「国立博物館」を削る。

第十四条第一項中「国立博物館、」を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第二十四条左表中国宝保存会及び重要美術品等調査審議会の項を削る。

第三章を第四章とし、第二十八条の次に次の一章を加える。

第三章 外局

(外局の設置)

第二十八条の二 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて文部省に置かれる外局は、左の通りとする。

文化財保護委員会

(文化財保護委員会)

第二十八条の三 文化財保護委員会の組織、所掌事務及び権限は、文化財保護法の定めるところによる。

(行政機関職員定員法の一部改正)

第六十九条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中

「 

文 部 省	本 省	六三、〇九〇人	うち六〇、九四〇人は、国立学校の職員とする。
-------	-----	---------	------------------------

 」

を

「 文 部 省	本 省	六二、六七三人	うち六〇、八九〇人は、国立学校の職員とする。
	文化財保護委員会	四一七人	
	計	六三、〇九〇人	」

に改める。

(従前の国立博物館)

第七十条 法律(これに基く命令を含む。)に特別の定がある場合を除く外、従前の国立博物館及びその職員は、この法律に基く国立博物館及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

(特別職の職員の俸給等に関する法律の一部改正)

第七十一条 特別職の職員の俸給等に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の四の次に次の一号を加える。

十三の五 文化財保護委員会の委員長及び委員

第二条第一項及び第七条中「第十三号の四」を「第十三号の五」に改める。

別表中「全国選挙管理委員会委員長」を

「全国選挙管理委員会委員長  
文化財保護委員会委員長」

に、「中央更正保護委員会委員」を

「中央更正保護委員会委員  
文化財保護委員会委員」

に改める。

(家屋台帳法の一部改正)

第七十二条 家屋台帳法(昭和三十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「国宝保存法」を「文化財保護法」に改め、「国宝」の下に「その他の重要文化財」を加える。

(国有財産法の一部改正)

第七十三条 国有財産法(昭和三十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「国宝」の下に「その他の重要文化財」を加える。

(地方税法の一部改正)

第七十四条 地方税法(昭和三十二年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「国宝」の下に「その他の重要文化財」を加える。

(屋外広告物法の一部改正)

第七十五条 屋外広告物法(昭和三十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「国宝保存法(昭和四年法律第十七号)第一条」を「文化財保護法(昭和三十四年法律第 号)第二十六条又は第二十七条」に改める。

## 理 由

国民的遺産たる文化財の保存に関する現下のうれうべき状況にかんがみ、政府及び国民一致の努力によりその保護を確実にし、もつて国民文化の保持に遺かんなきを期するため、文化財の保護に関する行政機構の強化と法規の整備を図る必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。